

令和 3 年

第 2 回熊取町議会臨時会会議録

令和 3 年 5 月 18 日開会

令和 3 年 5 月 18 日閉会

熊 取 町 議 会

令和3年第2回臨時会会議録目次

(5月18日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	2
議席の変更	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
提案理由説明	
議案第32号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について	3
質 疑	4
採 決	5
提案理由説明	
委員会提出議案第2号 議会会議規則の一部を改正する規則	5
質 疑	5
採 決	6
日程の追加について	6
議会許可第1号 議長の仕事について	6
前議長挨拶	6
日程の追加について	7
議会選挙第1号 議長の選挙	7
新議長挨拶	7
日程の追加について	7
議会選挙第2号 副議長の選挙	8
新副議長挨拶	8
日程の追加について	8
議会選任第4号 常任委員会委員の選任について	9
議会選任第5号 議会運営委員会委員の選任について	9
議会許可第2号 特別委員会委員の辞任について	9
議会選任第6号 特別委員会委員の選任について	10
議会選挙第3号 泉州南消防組合議会議員の選挙	11
総務文教常任委員会、事業厚生常任委員会の閉会中の所管事務継続調査の申し出につ いて	11

第2回熊取町議会臨時会（第1号）

令和3年5月臨時会会議録（第1号）

月 日 令和3年5月18日（火曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1番 田中 豊一	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 文野 慎治	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	10番 田中 圭介
11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲	13番 江川 慶子
14番 坂上巳生男		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長 藤原 敏司	副 町 長 南 和仁
教 育 長 岸野 行男	総 合 政 策 部 長 明松 大介
総 合 政 策 部 理 事 東野 秀毅	総 務 部 長 林 利秀
総 務 部 理 事 阪上 章	住 民 部 長 巖根 晃哉
健 康 福 祉 部 長 山本 雅隆	都 市 整 備 部 長 田中 耕二
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 中谷 ゆかり	教 育 次 長 阪上 敦司

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長 藤原 伸彦	書 記 瀬野 裕三
-------------------	-----------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議 席 の 変 更

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

議案第32号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について

委員会提出議案第2号 議会会議規則の一部を改正する規則

追加付議議案

議会許可第1号 議長の辞職について

議会選挙第1号 議長の選挙

議会選挙第2号 副議長の選挙

議会選任第4号 常任委員会委員の選任について

議会選任第5号 議会運営委員会委員の選任について

議会許可第2号 特別委員会委員の辞任について

議会選任第6号 特別委員会委員の選任について

議会選挙第3号 泉州南消防組合議会議員の選挙

総務文教常任委員会、事業厚生常任委員会の閉会中の所管事務継続調査の申し出について

議長（矢野正憲君）皆さん、おはようございます。

令和3年第2回熊取町議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が話題に上がらない日はなく、また、緊急事態宣言が延長され、感染者数の減少がまだまだ見通せない状況ではありますが、今月から対策の切り札とも言えるワクチンの接種が始まりました。対応に日々ご尽力をいただいている全ての皆様方に心から敬意を表しますとともに、一日も早い終息に向け、町議会も行政と一丸となって取り組んでまいりたいと考えて

おります。

さて、本臨時会におきましても、諸議案の審議には、厳正かつ公正を基本に、十分意を尽くされましてご審議をいただき、あわせて議事の運営が円滑に運びますようご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回熊取町議会臨時会を開会いたします。

(「10時01分」開会)

議長（矢野正憲君）なお、発言される方は、マスクをつけたまま、起立の上、発言していただきますようお願いいたします。

日程に入る前に、諸般の報告を行います。藤原議会事務局長。

議会事務局長（藤原伸彦君）それでは、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

まず、例月出納検査につきましては、令和3年3月の熊取町議会定例会に報告をいたしました以降、3月18日及び4月19日から26日に実施されておまして、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容は、「現金の出納及び計数について、提出された資料と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、令和3年3月末現在における各会計の現金預金残高を申し上げます。

一 般 会 計	4億6,429万3,754円
国民健康保険事業特別会計	1億1,787万5,155円
介護保険特別会計	2億9,014万6,880円
墓地事業特別会計	30万1,616円
後期高齢者医療特別会計	5,712万4,321円
歳入歳出外現金	1億4,602万828円
水道事業会計	5億581万7,191円
下水道事業会計	3億876万2,961円

となっております。

以上で報告を終わります。

議長（矢野正憲君）以上で諸般の報告を終わります。

本臨時会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆様、おはようございます。議長のお許しを賜りましたので、令和3年第2回熊取町議会臨時会開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

木々が芽吹いて色鮮やかな季節を迎え、初夏の香りが感じられるようになってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せません。本来であれば外出の楽しい時期でございますが、緊急事態宣言発令中でございます。住民の皆様には大変ご不便をおかけしますが、気を緩めることなく感染症対策にご協力をお願いします。

行政といたしましても、ワクチンの円滑な接種に向けて取り組むなど、一日でも早く日常を取り戻せるよう鋭意努めてまいりますので、引き続きご理解、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、本臨時会にご提案申し上げます議案でございますが、税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についてでございます。何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） それでは、本日の日程に入ります。

まず、日程第1 議席の変更を行います。

会派に異動がありましたので、議会会議規則第3条第3項の規定により、ただいま着席のとおり変更いたします。

議長（矢野正憲君） 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席2番 大林議員、議席3番 浦川議員、以上の2名の方を指名いたします。よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君） 次に、日程第3 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会の報告を求めます。文野議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（文野慎治君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る5月11日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席の下に議会運営委員会を開催し、令和3年第2回熊取町議会臨時会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期につきましては、本日5月18日の1日間といたします。

次に、議事日程につきましては、議案書に記載のとおりといたします。

なお、本臨時会に提出されております議案は、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長（矢野正憲君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日5月18日の1日間と決定いたしました。

議長（矢野正憲君） 次に、日程第4 議案第32号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君） それでは、議案第32号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明いたします。

議案第32号をお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

まず、提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次に、2ページをお開きください。

令和3年3月31日専決、税条例等の一部を改正する条例です。

それでは、改正内容につきましては、10ページからの新旧対照表により説明します。

右が改正前、左が改正後です。

まず、10ページ、第17条第2項は、個人の町民税の均等割非課税の要件の判断に当たって、扶養親族の概念を年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限定するもので、令和6年度以後の個人住

民税から適用するものです。

次に、11ページ、第24条第1項第2号から12ページの第10号の寄附金税額控除に関する規定に、「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加えて、学校法人、社会福祉法人等への寄附金の範囲の見直しをするものです。

次に、13ページ、第28条の2第4項から15ページの第56条までは、給与所得者の扶養親族申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書、特別徴収税額及び退職所得申告書を電磁的方法（e L T A X）により提供することができるとするものです。

同じく15ページ、第87条の4第1項第1号及び第2号は、軽自動車税の環境性能割の税率に関し、読替規定を追加するものです。

次に、16ページ、附則第9条は、個人町民税の所得割の非課税の範囲等の規定で、冒頭の第17条第2項と同様の改正で、令和6年度以後の個人町民税から適用するものです。

同じく16ページ、附則第10条第1項は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合、医療費控除の特例を「令和4年度まで」を「令和9年度まで」とし、医療費控除の特例を延長するものです。

次に、17ページ、附則第16条の2第3項から18ページ、第15項は、地方税法の改正による項ずれに伴う改正です。

同ページ、第16項は、浸水被害対策のために整備された雨水貯留浸透施設の固定資産税の課税標準を、3分の1を参酌して規定するものです。

同ページ、第18項は、生産性革命に係る償却資産の特例措置は令和2年度末まででありましたが、中小企業等経営強化法に移管され2年間延長するものです。

同ページ、附則第17条の2から19ページ、附則第17条の3は、令和3年度土地の固定資産評価替えに係る改正です。

同じページの附則第17条の4では宅地の、22ページの附則第17条の6では農地の固定資産税の特例として、令和3年度に限り、負担調整等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるものです。

次に、22ページ下、附則第18条の2及び次のページ、附則第18条の2の3は、軽自動車税の環境性能割の非課税及び賦課徴収の特例で、環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減の適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものです。

同ページ、附則第18条の7から26ページの附則第19条は、軽自動車税の種別割の税率の特例及び賦課徴収の特例で、グリーン化特例、税率の軽減のうち50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を2年間延長するものです。

次に、27ページ、附則第37条第2項は、住宅ローン控除の特例に関する規定で、令和4年12月までの入居者を対象とするものです。

次に、28ページ以降の税条例等の一部を改正する条例第2条による一部改正は、今回の税制改正に伴う地方税法、税条例の条ずれ、項ずれによる改正です。

以上で、議案第32号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について説明を終わります。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第32号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第32号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長(矢野正憲君)次に、日程第5 委員会提出議案第2号 議会会議規則の一部を改正する規則の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。文野議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長(文野慎治君)それでは、委員会提出議案第2号 議会会議規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

議会会議規則の一部を改正する規則。

地方自治法第109条第6項及び議会会議規則第13条第3項の規定により提出するものでございます。

提案理由でございますが、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議会への欠席事由を整備すること、また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直すため、この規則案を提出するものでございます。

次のページをご覧ください。

議会会議規則の一部を改正する規則改め文でございます。

内容につきましては、議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表により説明をさせていただきます。

次のページをご覧ください。

議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案となっております。

まず、欠席の届出、第2条でございますが、第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」とし、欠席事由を分かりやすく例示的に明記するよう改正するものでございます。

次に、第2項でございますが、議員が出産の際は欠席ができる旨の規定について、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)から、出産の日後8週間を経過する日までの範囲内で、その期間を明らかにして議長に欠席届を提出することができるとし、その期間が明確となるよう改正するものでございます。

次に、請願書の記載事項第88条でございますが、必要な記載事項と一律に押印を求めていることについて、請願者(法人の場合は代表者)による署名または記名押印するとし、署名により押印が不要となるよう改正するものでございます。

前のページ、改め文にお戻りください。

附則といたしまして、この規則は公布の日から施行するものでございます。

以上で、委員会提出議案第2号 議会会議規則の一部を改正する規則の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をいただき、原案どおりご可決を賜りますようお願いいたします。

議長(矢野正憲君)以上で説明を終わります。

本件については、議会会議規則第38条第2項の規定により、委員会付託せず、本会議で審議いたします。

それでは審議を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第2号 議会会議規則の一部を改正する規則の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

議事の都合上、ただいまよりしばらく休憩いたします。

(「10時22分」から「10時24分」まで休憩)

副議長(二見裕子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま矢野議長から議長の辞職願が提出されましたので、議長が決定するまでの間、議長の職務を行います。

お諮りいたします。議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長の辞職についての件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

副議長(二見裕子君) 追加議事日程第1 議会許可第1号 議長の辞職についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、矢野議員の退場を求めます。

(矢野正憲君退場)

職員に辞職願を朗読させます。藤原議会事務局長。

議会事務局長(藤原伸彦君) 辞職願。

私は、このたび一身上の都合により、議長を辞職いたしたいので、地方自治法第108条及び議会会議規則第97条第2項の規定により、許可されるようお願い出ます。

令和3年5月18日

熊取町議会副議長 二見裕子様

熊取町議会議長 矢野正憲

副議長(二見裕子君) お諮りいたします。矢野議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、矢野議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

矢野議員の入場を求めます。

(矢野正憲君入場)

矢野議員から議長辞職の挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。矢野議員。

12番(矢野正憲君) 議長を辞職するに当たり、一言お礼を申し上げます。

ちょうど2年前の令和元年5月の臨時会におきまして、議員皆様方のご推挙によりまして名誉ある第37代熊取町議会議長に就任させていただきました。以来2年間、議員皆様方のご支援、ご協力を賜り、大過なく職責を果たすことができました。心より厚く御礼を申し上げます。

コロナ禍での2年間でありましたが、議員の皆様方、そして理事者の皆様方、本当に多くの皆様

方に議長として守り立てていただき、大変感謝してございます。議長の任を解かれましても、感謝の心を忘れず、町政のさらなる発展に尽力をしてまいります。

今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、お礼のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

副議長（二見裕子君）ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに議長の選挙を行うことに決定いたしました。

ただいまよりしばらく休憩いたします。

（「10時29分」から「10時39分」まで休憩）

副議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、副議長が指名することに決定いたしました。

議長に私、二見を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長が指名いたしました私、二見を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました私、二見を議長の当選人とすることに決定いたしました。

ただいま議長に選出をいただきましたので、私から当選承諾のご挨拶を申し上げます。

（二見裕子君 議長当選挨拶）

議長（二見裕子君）議長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和元年5月の臨時議会におきまして、議員皆様方のご推挙により副議長の要職に就任させていただきました。以来2年間、至らぬ点多々ありましたが、議員各位のご支援、ご協力をいただき、大過なく務めることができました。これも、ひとえに議長をはじめ皆様方のご指導とご協力のたまものであり、心から御礼を申し上げます。

また、このたび議員の皆様のご支援をいただき、熊取町議会議長という要職に就任させていただくことになりました。誠に身に余る光栄であります。また、その責任の重さをひしひしと感じているところでございます。

議会運営に臨みましては、中立公正で議会が円滑に運営されますよう誠心誠意全力で取り組んでまいり所存でございます。何とぞ議員の皆様、理事者の皆様にはご理解、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに副議長の選挙を行うことに決定いたしました。

ただいまよりしばらく休憩いたします。

(「10時42分」から「10時47分」まで休憩)

議長(二見裕子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に河合弘樹議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました河合弘樹議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました河合弘樹議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました河合弘樹議員が議場におられますので、本席から、議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、河合議員の当選承諾のご挨拶をお願いいたします。

(河合弘樹君登壇 副議長当選挨拶)

副議長(河合弘樹君) このたび、議員の皆様方の温かいご支援によりまして副議長の要職に就任させていただくことになりました。この上なく光栄に存じます。

もとより微力ではございますが、議会が公平かつ円滑に運営されますよう議長を補佐し、誠心誠意努力いたしたいと存じます。どうか今後とも皆様方のなお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、就任の挨拶とさせていただきます。

(河合弘樹君降壇 自席へ)

議長(二見裕子君) ただいまよりしばらく休憩いたします。

(「10時49分」から「10時51分」まで休憩)

議長(二見裕子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、議事日程を追加したいと思っております。

追加議事日程については、お手元に配付しております追加議事日程表のとおりであります。

追加議事日程表のとおり議事を追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、追加議事日程表のとおり議事を追加することに決定いたしました。

議長（二見裕子君）追加議事日程第1 議会選任第4号 常任委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りいたします。選任の方法につきましては、議会委員会条例第2条及び第7条第4項の規定により、議長が指名いたします。

まず、総務文教常任委員会委員に、大林議員、浦川議員、文野議員、河合議員、矢野議員、江川議員、私、二見、以上の7人を指名したいと思います。

次に、事業厚生常任委員会委員に、田中豊一議員、坂上昌史議員、鯉谷議員、渡辺議員、田中圭介議員、河合議員、坂上巳生男議員、以上の7人を指名したいと思います。

以上のとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

議長（二見裕子君）次に、追加議事日程第2 議会選任第5号 議会運営委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りいたします。選任の方法につきましては、議会委員会条例第5条第2項及び第7条第4項の規定により、議長が指名いたします。

田中豊一議員、坂上昌史議員、文野議員、鯉谷議員、矢野議員、江川議員、私、二見、以上の7人を議会運営委員会委員に指名したいと思います。

以上のとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7人の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました総務文教常任委員会委員、事業厚生常任委員会委員及び議会運営委員会委員によりまして、議会委員会条例第8条の規定により、各委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

互選していただく場所と順序を申し上げます。互選していただく場所は正副議長室で、順序は、まず総務文教常任委員会、2番目に事業厚生常任委員会、3番目に議会運営委員会の順といたします。

その間、しばらく休憩いたします。

（「10時55分」から「11時06分」まで休憩）

議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

総務文教常任委員会、事業厚生常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選の結果報告がございましたので、その報告をいたします。

総務文教常任委員会委員長に文野議員、副委員長に大林議員。事業厚生常任委員会委員長に渡辺議員、副委員長に田中豊一議員。議会運営委員会委員長に江川議員、副委員長に坂上昌史議員。

以上のとおりでございます。

議長（二見裕子君）続いて、追加議事日程第3 議会許可第2号 特別委員会委員の辞任についての件を議題といたします。

議会委員会条例第12条第2項の規定により、原子力問題調査特別委員会委員7名、アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会委員7名、都市計画道路建設促進特別委員会委員7名、環境施設広域化調査特別委員会委員7名及び議会改革検討特別委員会委員7名の辞任願が提出されております。

お諮りいたします。まず、原子力問題調査特別委員会委員7名の諸君の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、原子力問題調査特別委員会委員7名の諸君の辞任を許可することに決定しました。

次に、アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会委員7名の諸君の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会委員7名の諸君の辞任を許可することに決定しました。

次に、都市計画道路建設促進特別委員会委員7名の諸君の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、都市計画道路建設促進特別委員会委員7名の辞任を許可することに決定しました。

次に、環境施設広域化調査特別委員会委員7名の諸君の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、環境施設広域化調査特別委員会委員7名の辞任を許可することに決定しました。

次に、議会改革検討特別委員会委員7名の諸君の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議会改革検討特別委員会委員7名の辞任を許可することに決定しました。

議長(二見裕子君)次に、追加議事日程第4 議会選任第6号 特別委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りいたします。選任の方法につきましては、議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名いたします。

原子力問題調査特別委員会委員に、田中豊一議員、大林議員、坂上昌史議員、田中圭介議員、河合議員、江川議員、私、二見。

アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会委員に、田中豊一議員、浦川議員、文野議員、鯉谷議員、矢野議員、坂上巳生男議員、私、二見。

都市計画道路建設促進特別委員会委員に、田中豊一議員、坂上昌史議員、文野議員、渡辺議員、田中圭介議員、矢野議員、坂上巳生男議員。

環境施設広域化調査特別委員会委員に、大林議員、浦川議員、文野議員、鯉谷議員、渡辺議員、河合議員、江川議員。

議会改革検討特別委員会委員に、田中豊一議員、浦川議員、文野議員、矢野議員、江川議員、坂上巳生男議員、私、二見。

以上、それぞれ7名を指名いたします。

ただいま議長が指名いたしました諸君をそれぞれの特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました委員によりまして、議会委員会条例第8条の規定により、それぞれの特別委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

互選していただく場所と順序を申し上げます。互選していただく場所は正副議長室、順序は、まず原子力問題調査特別委員会、2番目にアトムサイエンスパーク構想推進特別委員会、3番目に都市計画道路建設促進特別委員会、4番目に環境施設広域化調査特別委員会、最後、5番目に議会改革検討特別委員会の順といたします。

その間、しばらく休憩いたします。

(「11時12分」から「11時23分」まで休憩)

議長(二見裕子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

原子力問題調査特別委員会、アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会、都市計画道路建設促進特別委員会、環境施設広域化調査特別委員会及び議会改革検討特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果報告がございましたので、その報告をいたします。

原子力問題調査特別委員会委員長に田中豊一議員、副委員長に田中圭介議員。アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会委員長に矢野議員、副委員長に鱧谷議員。都市計画道路建設促進特別委員会委員長に坂上昌史議員、副委員長に坂上巳生男議員。環境施設広域化調査特別委員会委員長に鱧谷議員、副委員長に浦川議員。議会改革検討特別委員会委員長に私、二見、副委員長に矢野議員。以上でございます。

議長(二見裕子君) 次に、追加議事日程第5 議会選挙第3号 泉州南消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

泉州南消防組合議会議員に河合議員、大林議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました河合議員、大林議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました河合議員、大林議員が泉州南消防組合議会議員に当選されました。

ただいま泉州南消防組合議会議員に当選されました河合議員、大林議員が議場におられますので、本席から議会会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。それでは、河合議員、大林議員、よろしく願いいたします。

議長(二見裕子君) 次に、追加議事日程第6 総務文教常任委員会、事業厚生常任委員会の閉会中の所管事務継続調査の申し出についての件を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長並びに事業厚生常任委員会委員長から、議会会議規則第74条の規定により、お手元の申出書のとおり、所管事務調査について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長の申出のとおり、所管事務調査について、それぞれ閉会中の継続調

査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、各委員長の出のとおりに、所管事務調査について、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決しました。

議長(二見裕子君)以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長(藤原敏司君)それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本臨時会にご提案申し上げました議案につきまして、慎重なご審議を賜り、誠にありがとうございました。

また、任期を終えられました矢野正憲前議長、二見裕子前副議長におかれましては、2年間大変お疲れさまでございました。

今回ご就任されました二見裕子議長、河合弘樹副議長におかれましては、引き続き、住民の福祉の向上、よりよいまちづくりの実現のために、住民ニーズを的確に把握いただき、町行政とも連携を図られながら議会運営を行っていただきますようお願いいたします。

さらに、議員の皆様方におかれましては、健康にご留意の上、町政発展のため引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

議長(二見裕子君)これをもって、令和3年第2回熊取町議会臨時会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「11時29分」閉会)

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和3年5月18日

熊取町議会

議 長

二 見 裕 子

前 議 長

矢 野 正 憲

前副議長

二 見 裕 子

議 員

大 林 隆 昭

議 員

浦 川 佳 浩